

(表面)

建築物エネルギー消費性能適合性判定 《申請時 チェック表》

- 該当する項目を記入し、申請図書に添付して下さい（該当しない箇所は未記入とする）

申請内容	新築	増築/改築	計画変更	軽微変更該当証明
該当欄に○				

複合建築物の有無	有	無
該当欄に○		

- 建築物の床面積と該当する検討方法にチェックを記載して下さい

※複合建築物の場合、＜住宅＞＜非住宅＞ともに記載して下さい

＜住宅（一戸建て住宅）＞

床面積(m ²)	(m ²)		
計算方法	仕様基準又は誘導仕様基準	仕様基準・計算併用	左記以外（標準計算）
該当欄に○			

＜住宅（共同住宅）＞

共用部の検討の有無	有	無
該当欄に○		

住宅部の床面積(m ²)	(m ²)	合計	住戸数
共用部の床面積(m ²)	(m ²)	(m ²)	(戸)

(住宅部)

計算方法	仕様基準又は誘導仕様基準	仕様基準・計算併用	左記以外（標準計算）
該当欄に○			

(共用部)

計算方法	モデル建物法	左記以外（標準入力法）
該当欄に○		

＜非住宅＞

建築物用途	床面積(m ²)		(m ²)
工場等の有無	工場等	工場等以外	
該当欄に○			

計算方法	モデル建物法	左記以外（標準入力法）
該当欄に○		

- 手数料条例（別表7 6（建築物省エネ法関係））で申請手数料を確認し記載して下さい

手数料
円

●計算方法分類

(住宅)

仕様基準 : 基準省令第1条第1項第2号イ(2)〈外皮〉及び同号ロ(2)〈一次エネ〉

誘導仕様基準 : 基準省令第10条第2号イ(2)〈外皮〉及び同号ロ(2)〈一次エネ〉

仕様基準・計算併用 : 外皮又は一次エネを仕様基準等、もう一方を標準計算による検討

標準計算 : 基準省令第1条第1項第2号イ(1)〈外皮〉及び同号ロ(1)〈一次エネ〉

(非住宅)

モデル建物法 : 基準省令第1条第1項第1号ロ〈一次エネ〉

標準入力法 : 基準省令第1条第1項第1号イ〈一次エネ〉

●省エネ適判を要しない比較的容易なもの【建築物省エネ法第11条関係】

- ・仕様基準又は誘導仕様基準（任意の申請は可）
- ・設計住宅性能評価書（品確法施行規則第3条第1項）
- ・長期優良住宅計画の認定（長期優良住宅促進法第6条第1項）
又は品確法第6条の2第1項の長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

●省エネ適判とみなすもの【建築物省エネ法規則第8条】《完了検査は必要》

- ・大臣認定（建築物省エネ法第18条第2項）
- ・性能向上計画認定通知書（建築物省エネ法第30条第8項）
- ・低炭素建築物認定通知書（低炭素促進法第54条第8項）

●適合義務の除外対象建築物

①居室を有しない建築物

イ 居室を有しないことにより空調設備を設ける必要がない用途

i 物品を保管するもの

例：自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎、常温倉庫、危険物の貯蔵庫（常温）
変電所、ポンプ施設、ガバナーステーション等、換気施設、受電施設、
農産物、農業の生産資材の貯蔵に供するもの

ii 動物を飼育又は収容する建築物

例：畜舎、水産物の養殖場等

iii 人が継続的に使用することがないもの

例：公共用歩廊

ロ 高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がない用途

i 観覧場その他これらに類するもの

ii スケート場、水泳場、スポーツ練習場その他これらに類するもの

iii 神社、寺院その他これらに類するもの

② 文化財等

③ 仮設建築物